



## 事業の目的

十津川村民間賃貸住宅整備促進支援事業補助金は、宅地や空き物件を利活用し、不足している村内の住宅供給を増やすことにより移住・定住の促進を目的とします。

## 補助対象者

条件を満たす集合賃貸住宅を十津川村内に整備し、所有者となる個人又は法人

## 補助対象について

- 対象物件**
- ・ 1棟2戸以上の長屋又は共同住宅であるもの
  - ・ 各戸の専有面積が25㎡以上で、玄関、浴槽付き浴室、水洗便所、台所があるもの
  - ・ 仮設建築物等の簡易なものではないもの
  - ・ 浄化槽に接続しているもの 等

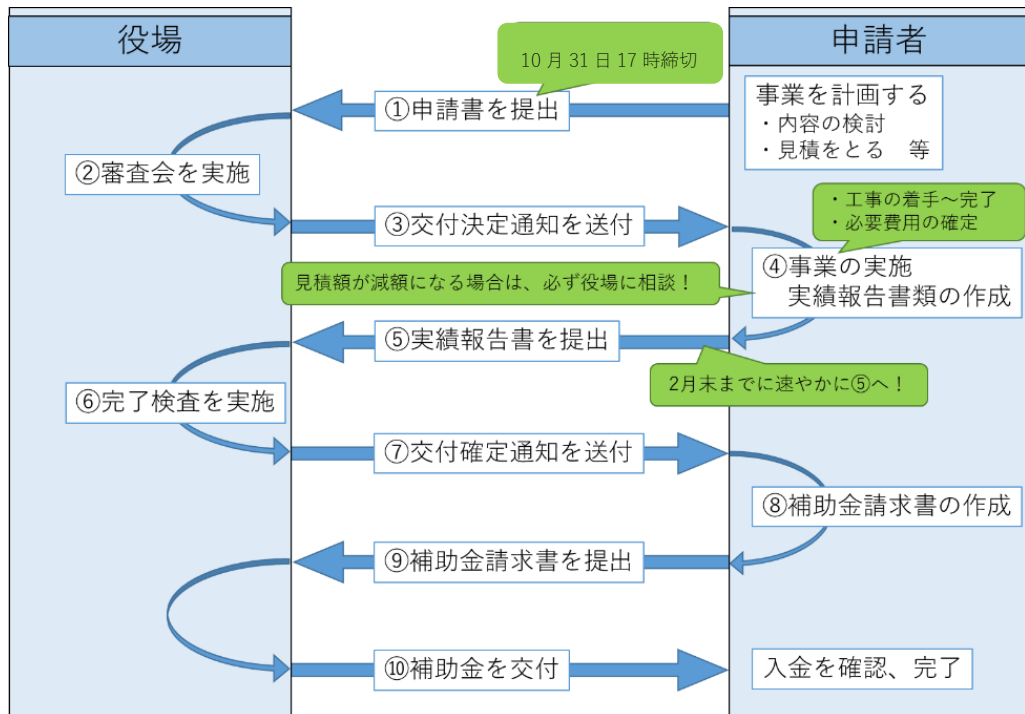
**対象事業** 集合賃貸住宅の整備事業（新築又は改修工事）

**対象経費** 集合賃貸住宅の新築または整備に係る費用（外構工事費を含む）

## 補助の流れについて

補助金の流れについては、右図の通りです。

書類や進捗について等、担当から連絡させて頂くこともありますので、申請書の連絡先は、なるべく連絡のつきやすい電話番号を記載してください。



## 補助事業期間

**募集期間** 令和4年4月1日（金）～ 令和4年10月31日（月）17時 必着

**事業期間** 交付決定日～ 令和5年2月28日（火）

**実績報告締切** 令和5年2月28日（火） 2月中には事業を終了し、速やかに書類を提出してください。

## 補助率等

対象経費の50%（千円未満切捨て）

但し、各戸の専有面積1㎡あたり5万円以内とし、1戸あたり150万円以内とします。

## 交付決定について

□提出された書類を元に審査会にて審査を行います

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査し、村が交付決定通知書により正式に決定・通知します。村が交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、補助金交付希望額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

□交付決定通知に記載されている日付より前に（交付決定を受ける前に）事業に着手することは出来ません  
必ず交付決定の連絡を受けてから工事に着手してください。

## 交付決定後の注意事項

□ 補助事業の見積額から減額が生じる場合は、変更申請を行い、村の承認を得る必要があります。

提出した見積額から減額が生じる場合は、事前に相談してください。内容の変更により見積額が増額となった場合、変更承認申請は不要です。補助金は交付決定額から増額変更されることはありません。

□事業完了後は、速やかに役場へ連絡してください。

実績報告書等の提出を受けて、実地検査や書類の確認などを行います。役場から交付確定通知を発送後、補助金請求書をご提出頂き、補助金支払いの手続きを行います。

□建築届、消防法の届出等を適切に行ってください。

土木事務所や消防署等の指導に従い、届出や検査等を受けてください。

□完成後は、入居の予定に関わらず全ての部屋を十津川村空き家・空き地バンクへ登録してください。

必ずしも役場の空き家・空き地バンクを通して契約しないといけないということはありません。

成約の見込がある部屋についても、一様に全て空き家・空き地バンクへ登録してください。

□補助金の交付額確定日から10年間は賃貸住宅として管理してください。

退去後の清掃や修繕等の理由を除き、継続的に入居の募集を行ってください。

□補助に関する経理について、帳簿や支出の証拠となる書類については、事業完了後6年間保存してください。

## 補助金の返還

十津川村民間賃貸住宅整備促進支援事業補助金交付要綱の規定に違反したときや、交付決定日から10年未満にやむを得ない理由を除き空室のまま募集を停止する、物件を取り壊すなどした場合、補助金の一部又は全額を返還していただくことがあります。

## お問い合わせ

十津川村役場総務課企画グループ

〒637-1333

奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1

電話：0746-62-0910

FAX：0746-62-0210

Mail：tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp